

川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月29日

川越市長 森田 初恵

川越市条例第28号

川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1執行機関の部公平委員会の項中「年額」を「日額」に、「81,900円」を「17,000円」に、「66,800円」を「15,000円」に改め、同部固定資産評価審査委員会の項中「9,000円」を「15,000円」に、「8,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。